

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和5年6月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230601	石川高速運輸 有限会社 (法人番号 7380002020844) 代表者山田政明	福島県石川郡 石川町字猫啼 108番地の1	本社営業所	福島県石川郡石川町字 猫啼108番地の1	輸送施設の使用停止(30日車)及び 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第 17条第1項第1号、 法第17条第4項	令和4年11月28日及び12月15日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
20230615	有限会社 ジャパンクリエ トアグリ (法人番号 8410002008158) 代表者佐藤卓司	秋田県湯沢市八幡 字前田3番地	本社営業所	秋田県湯沢市八幡字前 田3番地	輸送施設の使用停止(70日車)及び 文書警告	法第8条第1項、法 第17条第1項第1 号、法第17条第1項 第2号、法第17条第 4項、道路運送車両 法第48条	令和4年10月31日、11月25日及び令和5年2月2日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、9件の違反が認められた。(1)自動車車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)定期点検整備等の未実施(安全規則第3条の2及び道路運送車両法第48条)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第2項)、(7)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)	7	7
20230616	株式会社 大玉運送 (法人番号 2380002016921) 代表者渡邊勝章	福島県安達郡 大玉村玉井字前原 112番地	本社営業所	福島県安達郡大玉村玉 井字前原89番4	輸送施設の使用停止(10日車)及び 文書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和4年12月19日及び令和5年1月30日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)運転者台帳の作成義務違反【5名以下作成なし】(安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者台帳の作成義務違反【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	1	1

20230628	株式会社 村山運送 (法人番号 3390001004611) 代表 者村山裕樹	山形県天童市大字 蔵増1465番地11	岩手営業所	岩手県北上市成田22番 地101	輸送施設の使用停 止(180日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第1項 第2号、法第17条第 4項、道路運送車両 法第48条	令和4年11月10日及び令和5年1月11日、監査方針 を端緒として監査を実施した結果、11件の違反が 認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安 全規則第3条第4項)、(2)定期点検整備等の未実 施違反【未実施1回】(安全規則第3条の2及び道路 運送車両法第48条)、(3)定期点検整備等の未実 施違反【未実施2回】(安全規則第3条の2及び道路 運送車両法第48条)、(4)点呼の記録義務違反(安 全規則第7第5項)、(5)乗務等の記録義務違反(安 全規則第8条)、(6)運行記録計の記録義務違反 (安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督 義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に 対する指導監督記録義務違反(安全規則第10条 第1項)、(9)高齢運転者に対する指導義務違反 (安全規則第10条第2項)、(10)初任運転者及び高 齢運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規 則第10条第2項)、(11)運行管理者に対する指導 監督義務違反(安全規則第22条)	18	18
20230629	三栄急送 株式会社 (法人番号 7420001010627) 代表者佐藤知香	青森県黒石市大字 浅瀬石字稲村34番 地5	青森営業所	青森県青森市卸町3- 15	文書警告	法第17条第4項	令和5年6月22日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、2件の違反が認められた。(1)運転者 に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1 項)、(2)運転者に対する指導監督記録義務違反 (安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。